

協会けんぽ 福島支部 からののお知らせです。






～職場内で掲示・回覧願います～

インセンティブ制度のご案内

【インセンティブ制度とは】

簡単に言うと、「協会けんぽに加入されている皆さまの取り組みによって健康保険料率が上がったり、下がったりする制度」です。下記5つの評価指標によって47都道府県支部を順位付けし、そのうち上位23支部の健康保険料率が引き下げられます。一方で、下位の支部は、健康保険料率が引き上げとなります。

【福島支部の実績】

						
	指標① 特定健診等の 受診率	指標② 特定保健指導の 実施率	指標③ 特定保健指導 対象者の減少率	指標④ 要治療者の 医療機関受診率	指標⑤ ジェネリック 医薬品の使用割合	総合 順位
平成 30 年度	54.3% 24位	24.9% 15位	33.5% 16位	9.8% 25位	76.0% 11位	10位



	指標① 特定健診等の 受診率	指標② 特定保健指導の 実施率	指標③ 特定保健指導 対象者の減少率	指標④ 要治療者の 医療機関受診率	指標⑤ ジェネリック 医薬品の使用割合	総合 順位
令和 元 年度	55.0% <32位>	23.9% <20位>	33.9% <9位>	10.6% <25位>	79.5% <6位>	10位

※令和元年度のインセンティブ制度の実績は令和3年度(令和3年4月納付分～)の保険料率に反映されます。

以上の結果から、福島支部においては、引き続き、指標の①と④が課題であるといえます。

①については「協会けんぽの健康診断を毎年受診」、④については「健診結果で要治療・精密検査の場合は医療機関を受診」が皆さまにお願いしたいこととなっておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

インセンティブ制度の詳細については、福島支部ホームページをご覧ください。



ご家族も年に一度は特定健診！

コロナ禍により健康診断を控える方もいらっしゃいますが、生活習慣病の進行は待ってくれません。今年度の健診がお済みでないご家族へ、国が定めた年に一度の特定健診の受診をお勧めください。

●対象者 40歳～74歳までの「扶養家族の皆さま」

契約健診機関にてご予約ください。

協会けんぽの契約健診機関にて、個別に受診できます。
その場合の自己負担額は0円～2,450円となります。
(健診費用による検査項目に違いはありません。)

○自己負担額 **“0円”** で受診できる
契約健診機関はこちら



※受診時には、「特定健康診査受診券」が必要になります。
お手元がない場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

協会けんぽ0円健診でも自己負担額“0円”で受診が可能です

- ・会場近くにお住まいの方へ、日程・会場・ご予約先等をお知らせするご案内をお送りします。

【令和3年2月～3月開催予定(全10日程)】

いわき市、郡山市、福島市、会津若松市、南相馬市、相馬市



<お問い合わせ先> 協会けんぽ福島支部 保健グループ TEL.024-523-3919
納入告知書の保険料額に関するお問い合わせは、管轄の年金事務所にお尋ねください。